

邑知潟漁業協同組合（内共21号） 邑知潟

1. 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具漁法の制限

投網：網の全長3メートル以内

(2) 遊漁期間

魚種	期間
ふな	6月1日から翌年4月30日まで

(3) 全長の制限

魚種	全長
ふな	6センチメートル

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1項の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生徒又は障害者手帳保持者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは100円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	有効期間	遊漁料
ふな	竿釣	1年	1,500円
	投網	1年	5,000円

2 遊漁料の納付は組合事務所において行われなければならない。ただし、竿釣り又は投網による場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

邑知潟漁業協同組合事務所 羽咋市千路町に7 1 番地 千路町会館内